

「子ども・子育て支援金制度」が始まります

令和8年度より「子ども・子育て支援金制度」が新たに創設されます。

これに伴い、健康保険組合では従来の健康保険料や介護保険料に加え、「子ども・子育て支援金」を徴収します。徴収した支援金は国へ納め、児童手当の拡充や妊婦への給付など、子育て世帯の支援に使われます。

➤ 子ども・子育て支援金制度について

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世帯・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

詳しくはこちら→[子ども・子育て支援金制度について | こども家庭庁](#)

➤ 支援金の徴収対象者について

年齢や性別、子どもの有無に関係なく、**全被保険者が対象**です。ただし、健康保険料と同様に産休・育休中の方は子ども・子育て支援金の徴収が免除されます。また、介護保険料とは異なり、海外赴任中の被保険者は免除されません。特例退職・任意継続の方も対象です。

➤ 支援金の徴収開始時期について

令和8年4月分保険料（5月末納付）より徴収が開始されます。毎月の給与および賞与が対象です。

➤ 支援金の負担金額について

支援金にかかる料率（支援金率）は国が一律に示すことになっており、**令和8年度の支援金率は0.23%**です。令和10年度までに段階的に引き上げられ、最終的に0.4%程度に上がることが想定されます。

負担金額の具体的な計算方法は次のようになります。

（例）標準報酬月額30万円の場合

$$30\text{万円} \times 0.23\% = 690\text{円}$$

→これを個人と会社で半分ずつ負担するので、個人345円、会社345円となります。

特例退職・任意継続の方は全額個人負担となります。

